

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成27年 5月25日	
【会社名】	イーター電機工業株式会社	
【英訳名】	ETA ELECTRIC INDUSTRY CO.,LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 浩之	
【本店の所在の場所】	東京都大田区本羽田二丁目16番10号	
【電話番号】	03(3745)7771(代表)	
【事務連絡者氏名】	管理部部長 増田 幸一	
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区本羽田二丁目16番10号	
【電話番号】	03(3745)7771(代表)	
【事務連絡者氏名】	管理部部長 増田 幸一	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	347,600,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	4,400,000株	完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は1,000株となっております。

(注) 1. 本新株式の発行については、平成27年5月25日開催の取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所は次の通りです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	4,400,000株	347,600,000 (98,750,000)	173,800,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	4,400,000株	347,600,000 (98,750,000)	173,800,000

(注) 1. 発行価額の総額を割当予定先に対して第三者割当の方法により割当てます。

なお、発行価額の総額のうち98,750,000円を金銭による払込の方法で割当て、248,850,000円を金銭以外の財産の現物出資による方法で割り当てます。金銭による払込総額は、「発行価額の総額」欄の()内に記載しております。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

3. 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容

山陽電子工業株式会社が、当社に対して保有する金銭債権（前受金返還請求権）786,083,436円のうち、248,850,000円が目的となります。

本増資の対象となります金銭債権は、山陽電子工業株式会社から当社が受領した製品代金の前受金であります。山陽電子工業株式会社は、当社の持分法適用関連会社であり、岡山県岡山市において昭和38年に設立され、通信放送設備・機器の設計、製作、施工、保守業務および医療・産業機器の製造販売等を中心に事業を展開しており、平成12年からは当社の子会社として、また平成23年7月からは持分法関連会社として当社グループに大きく貢献してきております。平成22年4月から当社製品（スイッチング電源機器）の総販売代理店であり、山陽電子工業株式会社が顧客から受注した製品を当社に注文し、当社は、当該製品を生産し山陽電子工業株式会社に販売しております。通常の代金決済条件として当社から納品後、「当月末締切り翌月末払い」として約定しております。しかしながら、取引が始まりました平成22年4月時点において、当社は資金繰りに窮していたために、当社が山陽電子工業株式会社から受注した製品の代金を、納品前あるいは、ほぼ受注と同時に受領して、当社の月次所要資金に充当するといった、通常でない取引が発生してまいりました。山陽電子工業株式会社としては、総販売代理店として当社に対する短期的な資金支援としてご理解頂いたものであり、早期に改善される前提でありました。前受金は、当社が当該受注製品を製造し納品した時点で消滅することになります。しかしながら、当社において、当該受注製品の生産、納品が月内に実現されず、当該月末に前受金として債務に計上することが発生することとなりました。当然ながら翌月に当該製品を納品すれば当該分の前受金は消滅いたしますが、翌月も同様な状況であれば、また新たな受注製品に対する前受金が発生する事となります。当社は経費削減に努め、月次所要資金の減額を推進しましたが、なかなか効果が出ず、また前受金の対象として受注した製品が、当初計画通りの生産が実現できない状況（生産計画対比92%程度の実績）が続いた結果、前受金の額は月毎に徐々に増加して今日に至っており、平成27年3月期末現在前受金として786,083,436円を計上しております。当社の製品は、受注から生産までに2ヵ月半超の期間を要することから、最終顧客からの指定納期はそれを加味して6ヶ月以上先の納期を指定しているものもあります。それらの長納期指定の受注も含め、上記前受金の総額は、同時点での受注の総額に相当しているため、これ以上前受金による資金支援は求められない状況となっており、また、当該受注による前受金を生産、納品をもって解消するとしても、長期に亘ることとなり、売上高から当該前受金を相殺した入

金しか得られない状況が続くと、資金繰りがさらに悪化することが懸念されます。今回の金銭以外の財産の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）による方法におきましては、当社の債務のうち、当該前受金248,850,000円が減少することにより、本増資の目的である債務超過の解消を実現すると共に、将来発現する当該受注製品による売上額のうち、248,850,000円が相殺対象からは除外され、当社の資金繰り改善にも寄与することとなります。なお、山陽電子工業株式会社株式会社との間におきまして、本件増資の引受について、当該債権（製品代金前払金返還請求権）のうち250,000,000円を上限として、本第三者割当増資の目的である当社の債務超過の解消、財務基盤の安定の達成に必要な範囲で調整すること。同社からの出資はすべて当社に対する債権（製品代金前払金返還請求権）による事、実行の際にはその時点における当該債権の内容を精査の上決める事を記載した合意書を平成27年5月15日付けで取交わしております。

なお、当社監査役である、根岸功生、霜鳥敦、池田好美（いずれも社外監査役）と、当社との間で顧問契約等の契約関係の無い新垣卓也弁護士及び清水夏子弁護士の5名で組成した第三者委員会において検証した結果、本件債権は実質的に「弁済期の定めのない貸付金債権」であるが、その場合、債権の弁済期は貸主である山陽電子工業株式会社による返還の催告後一定期間経過後に到来する（民法591条第1項）。もっとも、貸付金債権の債務者（当社）は、いつでも期限の利益を放棄して弁済期を到来させることができる（民法591条第2項）。そして、現物出資の場面においても、債務者である新株発行会社が期限の利益を放棄すれば金銭債権による現物出資の例外を定めた会社法第207条第9項5号の「弁済期が到来しているものに限る。」の要件を満たすことができるとされているため、本件債権の現物出資についても、会社法第207条第9項5号の要件該当性が認められる。との意見書を頂いております。

現物出資の対象となる債権

債権者	発生日	金銭債権額（円）	利率	備考
山陽電子工業株式会社	平成22年4月～	248,850,000	-	製品代金前払金返還請求権

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金	払込期日
79	39.5	1,000株	平成27年6月10日	-	平成27年6月10日

- (注) 1. 第三者割当の方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であります。資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込及び払込の方法は次の通りとします。
- (1) 金銭以外の財産の現物出資による申込み及び払込みの方法は、申込期間内に下記申込取扱場所へ現物出資の目的となる金銭債権で充当する旨を記載した株式申込書を当社に提出するものとし、現物出資の目的とされた当社に対する金銭債権は、払込期日の到来をもって申込みに係る新株式の払込みに充当されて削減します。
- (2) 金銭による払込の方法での株式引受については、申込期間内に下記申込取扱場所へ、申込期間内に申込預託金を預託する旨及び預託された申込証拠金を以って払込期日付で払込に充当する旨を記載した株式申込書を提出し、申込期間内に後記払込取扱場所へ申込証拠金の総額を預託するものとし、預託された申込証拠金は、払込期日の到来を以って申込に係る株式の払込金に充当されます。
4. 申込証拠金は、払込期日に新株式払込金に充当することとし、利息はつけないこととします。
5. 上記株式を割当てた者から申込がない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
イーター電機工業株式会社 管理部	東京都大田区本羽田二丁目16番10号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 五反田支店	東京都品川区西五反田一丁目23番9号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
98,750,000	3,500,000	95,250,000

- (注) 1. 発行諸費用の内訳は、弁護士費用100万円、登記関係費用250万円です。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 上記金銭による払込金額約9,875万円に加え、金銭以外の財産の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）により約24,885万円の株発行を行います。上記（注）1及び2の発行諸費用は、当該現物出資による発行諸費用を含んでおります。

(2)【手取金の使途】

手取金につきましては、以下の費用に充当いたします。
 生産設備整備資金として

使途	金額	支出予定時期	備考
静止型はんだ槽	1,000万円	2015年8月	
自動検査装置	800万円	2015年9月	
画像検査装置	600万円	2015年10月	
計測器類	50万円	2015年10月	
倉庫拡張	150万円	2015年8月	
フォークリフト	300万円	2015年7月	
計	2,900万円		

* 上記設備資金は、マレーシアにあります。当社の生産子会社、ETA-PADTORON (M) SDN.BHD.（所在：14300 Nibong Tebal, Seberang Perai Selatan, Pulau Pinang 代表：北川浩）の生産力向上にむけた設備の整備資金として充当します。当社の受注増にともない、月の生産量を20%程度引上げることを目指してきておりますが、既存設備の老朽化等に起因して計画の92%程度の達成率で推移しており、今後に向けた改善策として、かねてより検討してきたものであります。これにより、生産力は向上し、安定的な計画生産を実現し売上の安定化に寄与するものと考えております。

研究開発費として

使途	金額	支出予定時期	備考
人件費	1,700万円	2015年7月～	開発期間：1年半
金型	1,500万円	2015年10月～	段階的に順次実施
外部検査委託費用	600万円	2015年10月～	段階的に順次実施
計	3,800万円		

* 当社は、メーカーとして市場のニーズに即した新製品開発によって将来的な企業価値向上を求められており、かつ、短期間内に対応する必要性が常に存在している。しかしながら、近年、使用部品の生産中止が相次いでおり、その代替品の選定、評価、切替に相当の技術者を投入せざるを得ないため、新製品開発が遅れております。当該費用による開発を実施することにより、今後の受注、売上の安定化につながり、企業価値の向上に寄与するものと考えております。

運転資金として

* 今回の債務超過によって、特に仕入先等から取引条件について期間短縮、現金払への変更等の要請があることも想定し、また、現時点において平成27年7月から平成27年9月に一時的に支払額の増加が見込まれている原材料購入資金の一部として残余金2,825万円を充当いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	山陽電子工業株式会社	
	本店の所在地	岡山県岡山市中区長岡4番地73	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 西川 貴生	
	資本金	443百万円	
	事業内容	電機通信設備、電気設備の設計、製作、施工、保守業務等	
	主たる出資者及びその出資比率	イーター電機工業株式会社 23.7% 株式会社ティーアンドエヌコーポレーション 9.8%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有する割当予定先の株式の数	1,898,000株
		割当予定先が保有する当の株式の数	同社は平成26年5月に当社株式862千株を第三者割当増資により取得いたしましたが、その後の売却により、現在は保有しておりません
	人事関係	当社の取締役1名が当該会社の取締役を兼務しております	
	資金関係	当社は同社からの前受金として786,083,436円の債務を負っております。	
	技術又は取引等関係	同社は当社の持分法適用会社であります。また、同社は当社製品の総販売代理店であります。	

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社TNキャピタル	
	本店の所在地	千葉県松戸市常盤平一丁目29番3-603号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 木元 幸一郎	
	資本金	100万円	
	事業内容	有価証券の保有、売買並びにその他の投資事業 コンピューターシステム及びソフトウェアの企画、製作、開発販売、保守及びコンサルティングその他	
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社ティーアンドエヌコーポレーション 100.0%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有する割当予定先の株式の数	該当事項無
		割当予定先が保有する当の株式の数	該当事項無
	人事関係	該当事項無	
	資金関係	該当事項無	
	技術又は取引等関係	該当事項無	

c. 割当予定先の選定理由

当社は平成27年3月期決算において、営業利益、経常利益を計上しつつも、たな卸し資産除却損等の特別損失を計上したことにより、連結純資産が226百万円となり債務超過の状態となりました。

このことにつきましては、平成27年5月20日発表の「特別損失の計上および業績予想の差異に関するお知らせ」及び同日発表の「平成27年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」において発表しております。

昨今の状況を踏まえ、今後も継続的に受注増が見込まれる中であって、債務超過状態が長引きますと今後の事業の収益改善にも影響を与えることが懸念されることから、早急に解決する必要があると判断いたしました。

当社グループは、自己資本の回復を目的とする資本政策について検討を進める必要性を認識し、かねてより取引金融機関、証券会社、コンサルタント会社等を通じ、多岐にわたる支援先を検討してまいりましたが、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、平成27年2月13日に関東財務局長に提出しました四半期報告書におきましても、継続企業的前提に関する重要な不確実性がある旨の注記を行っている状況にあっては、いずれの交渉も不調に終始いたしました。

このような状況の下、新たな資金の確保および増資先の早期的確保は非常に困難であることから、今回の増資の目的である資本増強による債務超過の状態の解消を、早急かつ確実に実行する必要性により、当社持分法適用会社である山陽電子工業株式会社と協議を重ねてまいりました。同社は、岡山県岡山市において昭和38年に設立され、通信放送設備・機器の設計、製作、施工、保守業務および医療・産業機器の製造販売等を中心に事業を展開しており、平成12年からは当社の子会社として、また平成23年7月からは持分法関連会社として当社グループに大きく貢献してきております。特に平成22年4月からは、当社製品の総販売代理店として当社の業績改善にむけて共に臨んでおり、現状の経営状態及び経営方針についての十分な理解もいただいております。山陽電子工業株式会社としては、同社も近年にない受注高騰の折柄、新規資金の調達を必要としており、金銭による出資には即応しかねる状況にあることから、同社の金銭債権（製品代金前払金の返還請求権）の一部を出資金とした増資に応ずる事により資本増強をはかることによって、今後の両社の事業が円滑に継続することにご理解を頂き、当該増資に同意いただきました。

株式会社TNキャピタル（代表取締役 木元幸一郎）は山陽電子工業株式会社の株主（持株比率9.8%）である株式会社ティーアンドエヌコーポレーション（代表取締役 木元幸一郎）の100%子会社であります。

株式会社TNキャピタルは親会社である株式会社ティーアンドエヌコーポレーションが、有価証券の保有、売買並びにその他の投資事業等を目的として、平成24年に設立した会社であり、両社の代表取締役である木元氏は、当社が平成21年8月以来、管理業務を中心としたコストダウン策の一環として、一部業務を外部委託しているPARTNERS (DALIAN) INFORMATION TECHNOLOGY LIMITED COMPANY（中華人民共和国大連市沙河口区如意街46号 代表者 任振寧）と、同社のシステム開発、運用に関する受託契約を個人として締結している関係にあり、BSE（Bridge Systems Engineer）として同社と業務の外部委託を行う日本側の企業との間にたつて、もっとも効果的な外部委託業務の選定から、実稼動時における専用データベースの設計・開発・メンテナンス等、委託企業の業務内容について詳細に掌握し分析する業務を受け持っていたため、当社の業務実態についても理解していただいております。当該委託業務を通じて、当社経営陣とは旧知の間柄であります。今回の増資について山陽電子工業株式会社を通じて生産整備費用及び新製品開発費用並びに運転資金等にかかる新規資金の調達を目的とする増資の引受先としてご紹介を頂き、協議を進めてまいりましたところ、今後の企業価値の向上に向けた取組み等についてご理解をいただき、金銭による出資に同意いただきました。

d．割り当てようとする株式の数

割当予定先の氏名または名称	割当株式数（当社普通株式）
山陽電子工業株式会社	3,150,000株
株式会社TNキャピタル	1,250,000株

e．株券等の保有方針

本件増資の割当先である山陽電子工業株式会社は、本件増資引き受けによる前受金の大幅な圧縮により、当社の資本増強支援に一定の役割を果たしたと考えており、今後も引続きスイッチング電源事業について総販売代理店として協力していただくものの、本増資によって取得した株式については、順次売却を行っていくとの意向がある事を口頭で確認しております。また株式会社TNキャピタルは、当社の企業価値向上を期待した純投資である旨の意向を表明しておりますので、当社の株主価値が高く評価される場面では、売却する可能性もあると口頭で確認しております。

割当先からの株式の売却により、市場において当社株式の売り圧力がたかまるリスクが考えられますが、本件増資の実施により、当社の財務内容が債務超過を解消し、純資産121百万円にまで改善することを考えますと、前述のリスクはあるものの、中長期的観点からは、今後の安定的事業の継続により、収益改善を実現していくことによって、株主利益の向上につながるものと判断しております。

なお、当社と割当先との間において割当新株式について、継続保有および預託に関する取り決めはありませんが、各割当先の間では、払込期日から2年間において当該株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき、確約書を締結する予定であり、割当先よりその内諾を得ています。

f．払込みに要する資金等の状況

本株式の発行において金銭以外の財産の現物出資の方法による分については、金銭の払込は行われません。

なお、現物出資におきましては、会社法第207条第9項第5号により、現物出資財産が株式会社に対する金銭債権（弁済期日の到来しているものに限る。）であって、当該金銭債権について定められた会社法第199条第1項第3号の価額（金銭以外の財産の価額）が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合は検査役の検査若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査は不要とされておりますが、当社は第三者委員会による会計帳簿等の調査により、本件債権は実質的に「弁済期の定めのない貸付金債権」であるが、その場合、債権の弁済期は貸主である山陽電子工業株式会社による返還の催告後一定期間経過後に到来する（民法591条）。もっとも、貸付金債権の債務者（当社）は、いつでも期限の利益を放棄して弁済期を到来させることができる（民法591条第2項）。そして、現物出資の場面においても、債務者である新株発行会社が期限の利益を放棄すれば金銭債権による現物出資の例外を定めた会社法第207条第9項5号の「弁済期が到来しているものに限る。」の要件を満たすことができるとされているため、本件債権の現物出資についても、会社法第207条第9項5号の要件該当性が認められる。との意見を頂いております。

株式会社TNキャピタルの増資の引受については、親会社である株式会社ティーアンドエヌコーポレーションからその資金を貸付け実行するとのことで、平成27年5月1日付けの金銭消費貸借契約書確認しており、また、平成27年5月13日付けの取引銀行から発行された預金残高証明により、株式会社TNキャピタルにおいて当該株式の引受到十分な原資がある事を確認しております。

g．割当予定先の実態

当社は、割当予定先、割当予定先の代表者、役員、株主及び取引先等につきましては、以下の要件により、暴力団等の反社会的勢力とは一切関係ないことを確認しております。

(1) 山陽電子工業株式会社について

当社の子会社（現在は持分法適用関連会社）として、平成12年以来の取引、交流を通じ、これまでに暴力団等の反社会的勢力とのかかわりは一切存在しないこと。

取引先（国土交通省等の官公庁、上場会社多数を含む）に対し、契約時に反社会的勢力の排除に関する事項を契約書に記載している。又は、別途覚書を取り交わしていること。

インターネット検索サイトにおいて、法人名、役員名、株主名、主要取引先等についてキーワード検索を行うことにより収集した情報の中から、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞込み、複合的に検索する手法で反社会的勢力と関わりを調査した結果、反社会的勢力と関わり疑わせるものは検出されませんでした。

(2) 株式会社TNキャピタルについて

代表者の木元氏とは、当社業務の外部委託先において、業務を受けていた平成21年以来の交流を通じ、これまでに暴力団等の反社会的勢力とのかかわりは一切存在しないこと。

取引先に対し、契約時に反社会的勢力の排除に関する事項を契約書に記載している。又は、別途覚書を取り交わしていること。

インターネット検索サイトにおいて、法人名、役員名、株主名、主要取引先等についてキーワード検索を行うことにより収集した情報の中から、反社会的勢力等を連想させる情及びキーワードを絞込み、複合的に検索する手法で反社会的勢力と関わりを調査した結果、反社会的勢力と関わり疑わせるものは検出されませんでした。

また、上記の要件による確認以外に、外部の調査機関である株式会社ディー・クエスト（東京都千代田区神田駿河台3-4 代表取締役 脇山太介）から受領した報告書にて、山陽電子工業株式会社および株式会社TNキャピタルおよび、両社の取締役について暴力団等の反社会的勢力とは一切関係ないことを確認しております。また、割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

新株式の発行価額につきましては、本件増資にかかる取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社株式の終値である87円を参考にして、79円(ディスカウント率9.2%)といたしました。

なお、当該発行価額は、取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月平均株価から25.8%のディスカウント、同日までの3ヶ月平均株価から25.7%のディスカウント、同日までの6ヶ月平均株価から21.4%のディスカウントとなっております。

発行決議日の直前営業日の終値を発行価額として採用した理由は、上場株式の公正な価格を算定するには、株価操作を目的とする不正な手段を用いた取引がなされた場合や、株式市場全体が不安定な値動きをしている場合や、当該株式の市場価格が算定直前のある一定の時期に当該上場会社の業績等に関係なく大きく変動している場合など、通常の形態の取引以外の要因によって市場価格が影響され、それが企業の客観的価値を反映しないなどの特段の事由のない限り、算定時に最も近い時点の市場価格を算定の基礎に用いることが相当とされているところ、当社の株価については、かかる特段の事由も見出せず、現在の株価は通常の形態の取引によって形成された市場価格であり、したがって、算定時に最も近い時点の市場価格である取締役会決議日の前営業日の終値が、当社株式の公正な価格を現時点において算定するにあたり基礎とすべき価格であると判断したからであります。また、発行決議日の直前営業日の終値より9.2%ディスカウントした理由は、山陽電子工業株式会社の経営状況及び財政状況を勘案すると、当社において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、平成27年2月13日に関東財務局長に提出した四半期報告書でも、継続企業の前提に関する重要な不確実性がある旨の注記を行っている状況にあり、また、平成27年3月期末において債務超過の状態にある当社の今回の第三者割当により発行される株式数を山陽電子工業株式会社が引き受けることは、山陽電子工業株式会社の財政に与える影響が大きく、株価下落に備えて最大限のディスカウントは必要であるとの意向を持っており、また、金銭による出資の引受予定先である株式会社TNキャピタルからも同様な理由により、最大限のディスカウントの要請がありました。これを受けて、両社と協議を重ねた結果、決定いたしました。なお、当該発行価額は、日本証券業協会の第三者割当増資等の取扱いに関する指針に準拠した方法により算定しております。また、これにより算定した発行価額については、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。なお、当該金額判断に当たっては、当社監査役3名(全員が会社法上の社外監査役)と、当社との間において顧問契約等の契約関係のない弁護士である新垣卓也氏、清水夏子氏(清水・新垣法律事務所)による第三者委員会から、今回の発行株式数、発行価額について、上記算定根拠を含め割当予定先に特に有利でなく適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

現在の当社の発行済株式総数は10,373,067株(総議決権数10,363個)、本第三者割当にかかる新株式発行株式数は4,400,000株(議決権数4,400個)であり、現在の発行済株式総数の42.4%(議決権数における割合は42.5%)に相当し、一定の希薄化が生じます。しかしながら、当社は平成27年3月期決算において、営業利益、経常利益を計上しつつも、たな卸し資産除却損等の特悦損失を計上したことにより、債務超過となりましたことから、昨今の状況を踏まえ、今後も継続的に受注増が見込まれる中であって、債務超過状態が長引きますと今後の事業の収益改善にも影響を与えることが懸念されることから、早急に解決する必要があると判断いたしました。

本件増資により債務超過を解消することは、財務体質の強化のみならず、円滑な事業活動を継続して推進し、今後の収益改善に寄与することにつながり、結果、企業価値が向上し、株主価値の向上が図られることで既存株主の皆様の利益に資するものと考えており、合理性があると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本件第三者割当増資における新株式の発行株式数は4,400,000株(議決権数4,400個)であり、現在の当社発行済株式総数に基づく議決権の数(10,363個)に対する割合は42.5%となり、本件第三者割当増資における新株式の発行は大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総会議数 に対する所有 議決権数 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
山陽電子工業株式会社	岡山県岡山市中区長岡4番地73	-	-	3,150,000	21.33
北川 浩	神奈川県横浜市	1,612,000	15.55	1,612,000	10.91
株式会社TNキャピタル	千葉県松戸市常盤平一丁目29番 3-603号	-	-	1,250,000	8.46
日本証券金融株式会社 取締役社長 小林 英三	東京都中央区日本橋茅場町一丁 目2番10号	515,000	4.96	515,000	3.48
松浦 行子	東京都中央区	290,000	2.79	290,000	1.96
白石 裕	群馬県安中市	277,000	2.67	277,000	1.87
石原 博	新潟県村上市	233,000	2.24	233,000	1.57
伝里 崇嘉	北海道札幌市	196,000	1.89	196,000	1.32
原田 直哉	静岡県富士市	193,000	1.86	193,000	1.30
株式会社SBI証券 代表取締役社長 高村 正人	東京都港区六本木一丁目6番1 号	162,000	1.56	162,000	1.09
計		3,478,000	33.52	7,878,000	53.29

(注) 1. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第三位を四捨五入しております。

2. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年3月31日時点の株主名簿を基準に算定しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本件第三者割当増資に係る新株式発行後の総議決権数14,763個に対する割合です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当増資を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本増資は、25%以上の希薄化が生じるため、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規定第432条の定めにより、以下のいずれかの手続きが必要になります。

- a．経営陣から一定程度独立した者（第三者委員会、社外役員、社外監査役等）による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手、または、
- b．株主総会の決議など（勧告的決議を含む）の株主の意思確認

当社取締役会は、今回の増資により希薄化率が42.4%となることから、経営陣から一定程度独立した第三者委員会の意見書を求めることといたしました。

また、当社取締役会において、本件増資について慎重な検討及び審議を行ったところ、次のような理由により、本件増資を実行することが株主利益に資するものであり、本件増資の実行には合理性があるものと判断いたしました。

- ・当社グループが、事業を継続していくためには、早期に債務超過を解消することが必須であること
- ・そのためには、財務内容を改善するために、債務の削減と資本増強が不可欠であること
- ・本増資により債務の削減と資本増強効果があること
- ・当社は、かねてより財務政策について、取引金融機関、証券会社、コンサルティング会社等を通じ、多岐にわたる支援先を検討してきたが、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、平成27年2月13日に関東財務局長に提出した四半期報告書においても、継続企業の前提に関する重要な不確実性がある旨の注記を行っている状況にあっては、いずれの交渉も不調に終始した経緯もあることから、本件増資が採用する方法以外に適当かつ早期に実現可能な増資手段が考えられないこと
- ・本件増資によって、一定の希薄化が生じるものの、当社の財務内容が債務超過を解消し、連結純資産を121百万円まで改善することを考えると、債務超過によって株価水準が一時的に下落傾向で進んだとしても、中長期的観点からは、今後の安定的事業の継続により、収益改善を実現していくことによって、株価水準を回復し、株主利益の向上につながるものであること
- ・本件増資によって財務基盤が改善し債務超過を解消することによって、事業を継続していく上での外形的な信用力の低下を防ぐことができること

なお、当社取締役会は、当社グループが更なる事業拡大、収益拡大を推進していくための前提として、上場企業としての地位を維持することが大切であり、本件増資によって財務体質を改善して債務超過を解消して、今後も上場を維持し外形的な信用力の強化を図ることが必要不可欠であることから、本件増資を行うことについてその必要性を認めることができると判断しております。この判断につきましては、当社の全監査役3名（全員社外監査役）が賛成の意見であることを確認しております。

また、当社が、第三者割当増資という資金調達手段を選択した理由は、連結純資産の増強を早急に実現し、債務超過を解消することによって、外形的な信用力の低下を抑止するという観点から、金銭以外の財産の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）によって債務の圧縮と資本増強が効果的に早期に実現されることから、上場企業の財務政策として十分な合理性があると判断いたしました。この判断につきましても、当社の全監査役が賛成の意見であることを確認しております。

さらに、当社の監査役は、当社における本件増資に至る手続きについて、会社法、金融商品取引法その他関係法令、東京証券取引所の定める諸規則内規に係る諸手続を踏まえて行われる予定であること、かつ取締役会決議においては特別利害関係人にあたる取締役はいないことを確認しており、さらに本件増資の発行手続きに関しても相当との意見を表明しております。

(2) 大規模な第三者割当増資を行うことについての判断の過程

今回の第三者割当増資による新株式の発行に係る議決権の数は4,400個であり、平成27年3月31日現在の発行済株式総数10,373,067株より自己株式7,171株を差し引いた10,365,896株の議決権の数である10,363個の42.5%となることから、25%以上の希薄化が生じるため、大規模な第三者割当増資に該当することとなります。すなわち本第三者割当増資は大規模な第三者割当増資に該当することから、既存株主の株主価値を損なうおそれがあります。そこで当社は、株式会社東京証券取引所の定める規則に従い、経営者から独立した第三者による意見書を求め、適正である旨の意見書を入手いたしました。

< 第三者委員会による意見書 >

第1 本意見書の目的

- 1 本意見書は、JASDAQ上場会社であるイーター電機工業株式会社（以下「対象会社」という。）が実施を予定する後記の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）につき、本件第三者割当増資により株式の希薄化率が25%を超えることが想定されることから、東証有価証券上場規程第432条1号の定めに従い、当職らが第三者委員会（以下「当委員会」という。）を組成し、「経営者から一定程度独立した者」として、本件第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を述べるものである。
- 2 なお、本意見書は、対象会社から開示された資料及びヒアリング対象者に対して行った質疑応答に基づき作成されたものであり、対象会社から提供された資料、情報がすべて正確であり、資料等の提供日以降も変更されていないことを前提とするものであること、本意見書は、対象会社における本件第三者割当増資の意思決定をするための参考資料として作成されたものであり、他の目的のためにこれを利用することは、適当ではないことを貴社は了解することを前提とする。

第2 前提事項

1 第三者委員会の独立性

当委員会の構成委員は以下のとおりである。

新垣 卓也（弁護士。清水・新垣法律事務所）
清水 夏子（弁護士。清水・新垣法律事務所）
根岸 功生（会計士。対象会社社外監査役）
霜鳥 敦（弁護士。対象会社社外監査役）
池田 好美（税理士。対象会社社外監査役）

上記構成委員のうち、新垣卓也及び清水夏子と会社の間には、本意見書作成に関する契約を除き、顧問契約等の契約関係はなく、また、根岸功生、霜鳥敦、池田好美は「社外」の監査役であることから、いずれも会社経営者から一定の独立性を有する。

2 本件第三者割当増資の概要

取締役会決議予定日 平成27年5月25日

払込期日 平成27年6月10日

割当先 山陽電子工業株式会社
株式会社TNキャピタル

出資内容 山陽電子工業株式会社
イーター電機工業株式会社に対する金銭債権2億4885万円
（現物出資。いわゆるデット・エクイティ・スワップ）
株式会社TNキャピタル
金銭9875万円

予定発行条件 実施予定日の直前営業日の東京証券取引所JASDAQ市場における対象会社株価終値87円にディスカウント率9.2%を掛け合わせた金額79円を1株あたりの金額とする。

新株発行数 山陽電子工業株式会社 315万株
株式会社TNキャピタル 125万株

3 本件第三者割当増資による希薄化率

本件第三者割当増資による株式の希薄化率は25%を越え約42.5%となる。

第3 本件第三者割当増資の必要性

1 本件第三者割当増資の目的

本件第三者割当増資は、対象会社における棚卸資産の評価損等の発生に伴い生じる債務超過の解消、財務基盤の安定化、信用毀損の回避、生産設備への設備投資費用、研究開発費及び運転資金の確保を目的としているとのことである。

2 債務超過の解消及び財務基盤の安定化

(1) 本件第三者割当は債務超過の解消のために行われるものであり、高度の必要性が認められる。

(2) 対象会社においては、棚卸資産について約5億円の評価損等が生じ、その結果、現時点において約2億3000万円の債務超過（連結ベース）が生じるとのことである。

JASDAQ市場においては債務超過を1年以内に解消しない限り上場廃止とされており、また、債務超過の発生により大幅な信用毀損が生じ、対象会社の今後の事業継続に重大な悪影響を与えることが容易に予想されることから、債務超過の解消は迅速に対応すべき事項であるとする。

平成21年以降、継続企業の前提に関する注記がなされており、必ずしも経営状況が好調とはいえない対象会社においては特に至急の対応が必要であって、債務超過を解消して財務基盤を安定化させ、ひいては対象会社の信用を即時に回復させるためには、本件第三者割当増資に高度の必要性が認められる。

3 金銭出資による資金確保の必要性

(1) 対象会社においては、以下のとおり本件第三者割当増資による手取金確保の必要性が認められる。

(2) 対象会社においては、生産設備への設備投資、研究開発費及び運転資金の確保のために金銭による出資を受けることを予定している。

ア 設備投資

対象会社はスイッチング電源機器のメーカーであるところ、平成25年9月以後、受注が回復傾向にある一方で、対象会社の下請先である対象会社子会社を含め施設の老朽化が進み、生産計画どおりの生産目標が達成できない状況も生じており、機会損失が生じる傾向にあるとのことである。そして、その解消のため、金2900万円程度を新たに設備投資費用として使用する計画があるとのことである。具体的には、静止型はんだ槽に1000万円、自動検査装置に800万円、画像検査装置に600万円、計測器類に300万円、施設拡張費に200万円、合計2900万円程度の設備投資の計画を予定している。

なお、かかる設備投資費用は対象会社子会社であるETA-PADTORON (M) SDN.BHD.の生産力向上にむけた設備の整備資金として充当するとのことであり、かかる設備投資により、月の生産量を20%程度引き揚げ、現在92%程度で推移している生産計画の達成率を改善させ、安定的な計画生産を実現ひいては今後の対象会社の売上の増加、安定化に図ることを想定しているとのことである。

イ 研究開発費

対象会社は対象会社商品の部品の一部を外部から調達している。そして、当該外部調達先において部品の生産を停止した場合、対象会社において代替品を選定し、当該代替品と対象会社製品を一旦組み合わせた上で検証作業を行う必要があるところ、現在、かかる代替品の選定、検証作業に研究開発部門の多くの人的物的資源が割かれた結果、新製品の開発や、既存顧客からの製品改良の依頼に支障が出ている状況にあるとのことである。

上記を解消するため、研究開発部門を2名程度増員する他、検証作業の外部委託を増やすことにより内部の人的物的資源の有効活用を行い、研究開発部門の充実を図り、市場の需要に即応した研究開発体制を構築することを予定しており、このための新たな研究開発費としては金3800万円を予定しているとのことである。具体的には、今後2年間で、増員分の人件費として1700万円、金型代として1500万円、外部検査委託費用等として600万円、合計3800万円程度の支出を予定しているとのことである。

ウ 運転資金

その他、債務超過の発表に伴い既存の取引先から対象会社にとって不利益的な取引条件の変更がなされた場合等を想定し、仕入金決済及び外注決済費等の日常的な運転資金として2825万円（発行諸費用控除後の額）の確保を見込んでいる。

エ 一般的に見ても、会社においては事業活動のための資金需要は常に存在するものであるし、新規設備投資による安定的な生産体制の構築や、市場の需要に即応した研究開発による新製品の開発、製品の品質確保・品質改善は、いわゆるメーカーである対象会社の事業の根幹をなすと考えられるので、対象会社においても本件第三者割当増資による資金調達の必要性は認められる。

第4 本件第三者割当増資の相当性

1 本件第三者割当増資は、金銭出資の他、山陽電子工業株式会社（以下「山陽電子工業」という。）の対象会社に対する債権金2億4885万円の現物出資、いわゆるデット・エクイティ・スワップ（以下「DES」という。）の方法を想定しているため、かかる手法の相当性について検討する。

2 DESの相当性

(1) 債権の実在性

本件第三者割当増資において、DESの対象となる債権は、山陽電子工業の会社に対する前受金返還請求権（以下「本件債権」という。）のうち2億4885万円である。本件債権は契約書等の本件債権の実在性を直接的に示す資料はないものの、以下のとおり債権の実在性を確認した。

ア 本件債権の発生原因

山陽電子工業は対象会社の商品（スイッチング電源機器）の総販売代理店であり、対象会社は顧客からの受注に応じて山陽電子工業に対して商品を販売している。この際、対象会社は、顧客からの受注または受注の見込みが生じた段階で、山陽電子工業に対して、当該受注分（受注見込み分含む。）の商品代金を請求し、商品の納入前に山陽電子から商品代金を前受金として受領することを日常的取引として行っていた（以下「本件前受金取引」という。）。

山陽電子工業からの前受金受領後に、これに対応する商品を実際に山陽電子工業に販売できれば当該前受金は清算され消滅することとなる。しかしながら、実際には、前受金受領後にこれに対応する受注分の納期の遅れが生じたり、受注のキャンセルが生じた場合に当該受注キャンセル分に対応する前受金を他の新たな受注に振り替えるなどしたため、清算がなされないままの前受金が生じていた。

この未清算前受金が毎月積み上がった結果（但し、未清算の前受金が生じない月もある。）、平成27年3月末日時点で、対象会社において山陽電子工業に対する前受金債務7億8608万3436円が計上されている。これが本件第三者割当増資の対象とされている本件債権である。

なお、対象会社と山陽電子工業の間には本件前受金取引とは別に、通常の支払スケジュールによる取引もあり、当該通常取引の支払について本件前受金取引の支払分との相殺処理を行っている場合もあるが、本件前受金取引と比して取引額が少額なため、未清算の前受金が徐々に増加した状況にある。

イ 本件債権の実在性の確認

(ア) 本件債権の金額は、端的に言えば山陽電子工業から受領した前受金の額（上記通常取引による相殺処理後の額）と実際の商品売上額との差額である。

そこで、まず、対象会社が山陽電子工業に対して発行した請求書記載の金額とも対照の上、上記通常取引相殺処理後の前受金入金履歴を確認し、次に山陽電子工業に販売した商品の実際の売上額を確認し、当該前受金の入金額と実際の商品売上額との間で差額を生じるかを確認することで、本件債権の実在性を確認している。具体的には以下のとおりである。

山陽電子工業からの入金履歴

山陽電子工業からの前受金は、振込送金または約束手形（山陽電子工業振出手形または廻し手形）にて支払がなされている。

そのため、振込送金分の前受金については、対象会社提出の資料を下に平成22年3月から平成27年3月までの対象会社名義口座（りそな銀行五反田支店口座番号6003358及び三菱東京UFJ銀行蒲田駅前支店口座番号0021974）の入金履歴を確認した。

また約束手形による前受金支払について、対象会社においては山陽電子工業から受領した手形の割引を受け、あるいは裏書によって第三者への支払に充てており、手形原本が存在しない。そのため、割引手形については平成22年3月から平成27年3月までの手形割引の入金額を対象会社の手形割引先金融機関の対象会社名義口座（りそな銀行五反田支店口座番号6003358、川崎信用金庫糀谷支店口座番号0203986及びさわやか信用金庫羽田支店口座番号1140680）、裏書に廻した手形については対象会社の手形管理表を確認した。

実際の商品売上額

上記前受金取引に関する実際の商品売上額については、対象会社提出の資料を基に、対象会社の売上管理システム（R-PICS）上の山陽電子工業向け商品売上額を確認した。

(イ) その他、山陽電子工業取締役管理本部長大貫幸一氏に対しても聞き取り調査を実施したところ、山陽電子工業においても、平成27年3月末日時点で、本件債権に該当する清算未了の前受金7億8608万3436円が存在し、その後現在に至るまでの間に、本件出資額を下回る程の大きな変動はないとのことであった。

(ウ) 以上を総合した結果、本件債権については少なくとも本件第三者割当増資の払込金額である2億4885万円以上についてその実在性が認められる。

(2) 本件債権の法的性質

ア 前受金取引の目的

本件債権は商品の受注販売を前提としているため、前受金の支払は、形式的には売買契約に基づく売買代金の前払いである。

しかしながら、一般的に前受金取引は、前受金を受ける会社の資金支援を目的として行われることが多く、本件においても対象会社において前倒して資金回収を行うことで資金繰りの安定を図ることを目的としていること、長期にわたり未清算のままの前受金が存在し、金額が増加していること、前受金の前提となる受注がキャンセル等により消滅した後も、当該キャンセル分に対応する前受金の返還がなされていないことからすれば、その実態は、山陽電子工業から対象会社に対する資金支援のための貸付金と認められる。

そして、本件は前受金の体裁を取っているため、明確な弁済期の合意がなされていないことから、本件債権の法的性質は弁済期の定めのない貸付であると認められる。

なお、山陽電子工業と対象会社で実際に商品の売買及び納品がなされた場合には、その時点で、対象会社の山陽電子工業に対する売買代金請求権が別途発生し、それと同時に、当該売買代金請求権と、山陽電子工業の対象会社に対する貸付金債権としての前受金返還請求権が、対当額にて相殺されていると理解できる。

イ 本件債権の弁済期

本件債権は実質的に「弁済期の定めのない貸付金債権」であるところ、その場合、債権の弁済期は貸主である山陽電子工業による返還の催告後一定期間経過後に到来する(民法591条1項)。

もっとも、貸付金債権の債務者(対象会社)は、いつでも期限の利益を放棄して弁済期を到来させることができる(民法591条2項)。

そして、D E Sの場面においても、債務者である新株発行会社が期限の利益を放棄すれば金銭債権による現物出資の例外を定めた会社法第207条9項5号の「弁済期が到来しているものに限る。」の要件を満たすことができるとされているため、本件債権のD E Sについても、会社法第207条9項5号の要件を満たすため、債権の価額につき検査役の調査や弁護士・会計士等の調査は不要となる。

(3) 帳簿価格の範囲内であること

平成27年3月末日時点の対象会社における本件債権(対象会社から見て本件負債)の帳簿価格は7億8608万3436円であり、他方で本件第三者割当増資における本件債権の出資額は2億4885万円である。平成27年4月1日時点以後に本件債権につき出資予定額を下回るほどの大幅な変動はないとのことであり、負債の帳簿価格を超えていないことが認められる。

3 他の手法との比較

(1) 本件第三者割当増資は、債務超過の解消による財務基盤の安定化及び信用毀損の回避、設備投資費用、研究開発費用その他の運転資金の確保を目的とするものである。

(2) D E S自体は対象会社に金銭の入金がなされるわけではないものの、債務超過の解消及び財務基盤の安定化を目的とする場合、対象会社の負債の圧縮と資本の増強を実現できるD E Sの手法には有用性が認められる。

また、別途金銭出資も想定していることから、設備投資費用、研究開発費用その他の運転資金の確保も可能であり、D E Sとの相互補完性も認められる。

この点、債務超過の解消や現実の資金確保については、公募増資や、株主割当増資、新株予約権の発行の手法も考えられる。

しかしながら、継続企業の前提に関する注記がなされている対象会社の現状に鑑みれば、広く金銭での出資者を募ることが容易ではないと考えられるため、かかる手法の実効性は低いと考えられる。

また、借入による調達も考えられるが、債務超過の解消、資本増強による財務基盤の安定という目的にはそぐわず、また、対象会社の現状に鑑みれば借入による調達も困難と見込まれるため、手法として妥当とはいえない。

(3) 以上から、他の手法と比較しても、本件第三者割当増資及びD E Sによることの相当性も認められる。

4 増資金額の妥当性（資金使途の合理性）

本件第三者割当増資による増資金額は3億4760万円であり、この結果、対象会社連結ベースで約2億3000万円の債務超過を解消して資産超過になることが見込まれる。

金銭出資分の使途についても、対象会社子会社の設備投資による生産量の向上及び生産計画達成率の改善、研究開発体制の向上による市場の需要に即応した商品開発体制の構築は、メーカーである対象会社にとって、既存顧客の確保のみならず新たな需要を掘り起して、企業価値を向上させ今後安定的な収益を確保する上でも重要な事項であることは前述の必要性でも触れたとおりである。

また、金銭出資分は、設備投資費用、研究開発費用及び運転資金の確保の必要性に応じた限度での出資であって、過度の出資を受け徒に既存株主の株式の希薄化を生じさせるものではないといえる。

したがって、本件第三者割当増資により希薄化率が25%を越えるものの、必要性に応じた範囲での増資と認められる。

5 発行条件の相当性

(1) 発行価額の妥当性

本件第三者割当増資における新株の発行価額については、取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所JASDAQ市場における対象株式の終値にディスカウント率9.2%を掛け合わせた金額を予定している。

日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」によれば、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直前の価額）に0.9を乗じた以上の価額であること。」とされているところ、本件第三者割当増資における発行価額はかかる基準に適合している。

なお、本件第三者割当増資における発行価額は、取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月平均株価から25.8%のディスカウント、同日までの3ヶ月平均株価から25.7%のディスカウント、同日までの6ヶ月平均株価から21.4%のディスカウントとなっている。

過去の平均株価から見た場合には大幅なディスカウント率になるものの、上記「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に基準に適合している以上、本件第三者割当増資における発行価額は有利発行には該当せず、相当なもの認めざるを得ない。

その他、本件第三者割当増資によっても、山陽電子工業の対象会社の持株比率は25%以下であり、過度な株式取得とまではいえず、この点からも相当性が認められる。

(2) DES対象債権の評価の妥当性

DESにおける出資対象債権の評価については、券面額説（債権の額面額をもって当該債権の評価額とする説）が実務の一般的な取扱いであるため、本件第三者割当増資においても額面額をもって出資額とすることに相当性が認められる。

6 割当予定先の相当性

(1) 山陽電子工業について

商業登記簿謄本によりその実在性を確認できる。また、同社は、対象会社の持分法適用会社で対象会社とも長年に渡り取引関係のみならず人的交流もあり、前年にも対象会社の第三者割当増資に応じている。対象会社の現状や今後の経営方針に理解を示し、協力体制にある会社である。

また、対象会社においては、調査会社へ調査を依頼し、山陽電子工業が反社会的勢力の関係がない旨の確認済みとのことであり、割当先として相当であると認められる。

(2) 株式会社TNキャピタル

商業登記簿謄本によりその実在性を確認できる。また、株式会社TNキャピタル（以下「TNキャピタル」という。）は、山陽電子工業の監査役を務める木元幸一郎氏が代表取締役となっている会社である。対象会社は山陽電子工業を通じて、同氏とも交流があり、同氏も対象会社の現状や今後の経営方針に理解を示し、今般の第三者割当増資の割当に応じたとのことである。

また、対象会社においては、調査会社へ調査を依頼し、TNキャピタルが反社会的勢力の関係がない旨の確認済みとのことであり、割当先として相当であると認められる。

7 払込みの確実性

(1) 山陽電子工業

山陽電子工業はD E Sにより本件債権の出資を行う予定であるところ、本件債権の実在性は前述のとおり認められる。

払込の確実性についても、山陽電子工業と対象会社との間で、本件第三者割当増資及びD E Sに山陽電子工業が応じる旨の合意書が存在しており、また、山陽電子工業は前年にもD E Sによる対象会社への出資に応じていることにも鑑みれば、本件第三者割当増資における払込の確実性が認められる。

(2) T Nキャピタル

T Nキャピタルは金銭出資を予定しているところ、払込予定額の確保についてT Nキャピタルの預金残高証明を取得して確認している。

8 既存株主への影響

本件第三者割当増資は、既存株式の希薄化率が25%を越えるものであるところ、株式が25%以上希薄化すること自体は既存株主の保有する株式の価値を低下させる面があることは否定できない。

しかしながら、対象会社が今回の第三者割当増資を行わなかった場合、債務超過に陥り、上場廃止ひいては既存株主の株式が無価値となるリスクが高まる現況に鑑みれば、第三者割当増資の実施は既存の株式価値を維持継続するための重要な手段ともなる。

また、負債の圧縮、資本増強に伴う経営改善が見込まれば、企業価値向上、ひいては株式価値の向上にもつながり、既存株主の将来的な利益も期待できる。

手続き的にも、本件第三者割当増資は総会決議によるものではないものの、平成27年6月に開催予定の定時株主総会で増資の必要性、相当性について株主に対し説明される予定である。

したがって、希薄化の影響を考慮しても、本件第三者割当増資は既存株式の価値を維持し向上するためには有効な手段であり、かつ、適正な手続きを踏んだうえで実施される予定であることから、相当性を有すると考える。

以上

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第35期）及び四半期報告書（第36期第3 四半期報告書）（以下有価証券報告書等という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について追加がありました。

以下の内容は有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであり、追加箇所については、下線で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

新製品開発力

当社グループの将来の成長は、主に革新的な新製品の開発と販売に依存するところが大きいと予想しております。当社グループはテスラコンバータをはじめ、斬新で魅力ある新製品を継続して開発できると考えておりますが、競合他社の追従もあります。新製品の開発と販売のプロセスは、従来品に比べて、難易度がやや高いため、製品化の遅れによっては、市場の需要にタイムリーに応じることが困難になる可能性があり、新たに開発した製品または技術が、独自の知的財産として保護されない可能性もあります。

当社グループが業界と市場の変化を十分に予測できず、魅力ある新製品を開発できない場合には、将来の成長と収益性を低下させ、業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

価格競争

当社グループの主要な事業分野である、電源機器業界における競争は日々厳しさを増しており、それぞれの製品市場と地域市場において、今後も様々な競争の激化に直面するものと予想されます。当社グループは技術的に進化した高品質で高付加価値の製品を市場へ送り出してきましたが、将来においても有効に競争できるとは限りません。価格面での圧力または有効に競争できないことによる顧客離れは、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

海外進出における潜在的リスク

当社グループは競争力のある製品製造とコスト削減のために、マレーシア・中国などの海外においても生産および部品調達の規模を拡大してまいりました。しかし、これら事業進出した国や地域における政治や法環境の変化、労働力の不足、ストライキ、経済状況の変化など、予期せぬ事象により生産設備の管理やその他の事業の遂行に問題が生じるおそれがあり、これらの事象は業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

部品仕入先への依存

当社グループと仕入先は通常、更新可能な包括契約および個別契約を結んでおり、必要に応じてその他の措置で仕入を確保しておりますが、時に重要部品の不足が生じないという保証はありません。重要部品の仕入状況の悪化は、原材料価格の高騰による製造コストの上昇や生産の遅延につながる恐れがあり、当社グループの経営成績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

製品の品質

当社グループは国際的品質基準であるISO9001に基づいて各種の製品を製造しております。しかし、すべての製品について欠陥が無く、将来に製造物責任賠償が発生しないという保証はありません。製造物責任賠償については保険に加入しておりますが、大規模な製造物責任賠償につながるような製品の欠陥は、当社グループの評価に重大な影響を与え、それにより売上が低下し、当社グループの業績と財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

環境規制

鉛フリー化を含む欧州でのRoHS指令や大手ユーザーのグリーン調達など、地球環境保全に関する動きが高まっております。当社グループは環境に関する国際規格（ISO14001）の認証を取得し、地球環境の保全に積極的に取り組んでおりますが、これらの社会的要請に対応した製品をタイムリーに市場に投入できない場合や規制がより厳しくなり、これらの規制に対応するための多額な投資が余儀なくされるような場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

固定資産の減損会計

固定資産の減損会計に係る会計基準の適用により、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として会計処理することになります。地価の大幅な下落や業績が利益計画より大きく下回る場合には、稼働中の固定資産についても減損の可能性がります。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度におきまして、92,812千円の営業利益を確保し、営業キャッシュ・フローも151,269千円のプラスでありました。

当連結会計年度におきましては22,142千円の営業損失であり、これまで資金調達のほとんどを金融機関各社に依存してきたことにより、当連結会計年度において有利子負債が2,343,066千円となっております。

当社グループにおきましては、当期第1四半期末から受注高が増加傾向で推移してまいりましたが、増産計画に基づく先行費用が発生したにもかかわらず、一部生産の遅れにより、売上高は当初計画より増加したものの、受注増に見合うほどには実現いたしませんでした。また、為替変動の影響等により、かねてより実施しております原価削減策及び経費削減策の効果の一部が未実現のまま推移し、営業利益は当初予想を下回っております。今後におきましては、受注動向も好転の兆しをみせている中、増産体制の整備をさらに推し進め、利益改善に向けて継続して努力してまいります。

しかしながら、景気の不透明感が長引いている状況下において、受注動向の先行きは、必ずしも安定的に推移する見通し感が得られず、今後計画通りの売上を実現していく上において厳しい局面も予想されます。

その結果、返済原資の確保が困難となる事実の発生、および新規資金の調達について困難な局面も予想され、今後の資金繰りへ直接影響を及ぼすことが懸念される状況は続いております。

これらの状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

今後は、なお一層のコスト圧縮に努めるとともに、計画通りの売上高の実現を持って収益構造の改善を図ってまいります。

また、財務基盤の強化を図るため、収益の確保はもちろんのこと、取引金融機関に対しなお一層の協力・支援を要請しております。

しかし、これらの施策による効果の発現については、関係先との明確な合意を要する事案もあり、すべてを確定するに十分な状況には至っておらず、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

株式の希薄化について

本第三者割当増資により発行する株式4,400,000株は、平成27年5月25日現在の当社の発行済株式総数10,373,067株の42.5%（新株式発行後の発行済株式総数の29.8%）にあたり、これによって1株当たりの株式価値が希薄化いたします。

2. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第35期事業年度）提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成27年5月25日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局に提出しております。

その提出理由及び報告内容は以下のとおりであります。

平成26年7月1日提出の臨時報告書

1 [提出理由]

平成26年6月26日開催の当社第35回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、山本浩之、北川浩、石原博、高橋洋及び土信田高を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	4,400	32		(注)1	(注)2 可決(99.27%)
第2号議案				(注)1	(注)2
山本 浩之	4,355	77			可決(98.26%)
北川 浩	4,385	47			可決(98.93%)
石原 博	4,380	52			可決(98.82%)
高橋 洋	4,380	52			可決(98.82%)
土信田 高	4,355	77			可決(98.26%)

(注)1. 第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 賛成割合の計算方法は次のとおりです。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
該当事項はありません。

平成26年8月8日提出の臨時報告書

1 [提出理由]

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該事象の発生日

平成26年8月5日

(2) 当該事象の内容

当社の持分法適用会社であります山陽電子工業株式会社の発生した損益に対する当社グループ持分にかかる投資利益を計上するものであります。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成27年3月期第1四半期連結累計期間において、持分法による投資利益28百万円を営業外収益に計上いたします。

平成27年 5月22日提出の臨時報告書

1 [提出理由]

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該事象の発生年月日

平成27年 5月20日

(2) 当該事象の内容

当社グループは、製品ライフサイクルの変化、コスト削減の施策効果による原価低減等を鑑み、保守的にたな卸資産を再評価した結果、たな卸評価損を計上するものであります。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

平成27年 3月期の財務諸表及び連結財務諸表において、連結、個別ともにたな卸資産評価損491百万円を特別損失に計上いたします。

3 . 最近の業績の概要

平成27年 5月20日開催の取締役会において承認された第36期連結会計年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）にかかる連結財務諸表は以下のとおりであります。

ただし、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査が終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

なお、連結財務諸表に記載した金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	50,210	83,813
受取手形及び売掛金	73,272	89,007
商品及び製品	611,178	583,016
仕掛品	415,581	126,078
原材料及び貯蔵品	918,153	800,382
未収入金	159,332	162,615
その他	134,532	67,812
貸倒引当金	6,431	10,271
流動資産合計	2,355,829	1,902,454
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	427,422	430,691
減価償却累計額	345,684	350,826
建物及び構築物（純額）	81,737	79,864
機械装置及び運搬具	27,628	18,384
減価償却累計額	22,108	14,035
機械装置及び運搬具（純額）	5,519	4,349
工具、器具及び備品	821,939	835,738
減価償却累計額	767,727	783,614
工具、器具及び備品（純額）	54,212	52,124
土地	953,601	955,668
リース資産	3,801	-
減価償却累計額	3,537	-
リース資産（純額）	264	-
建設仮勘定	1,294	2,287
有形固定資産合計	1,096,630	1,094,293
無形固定資産		
のれん	24,585	22,829
特許実施権	4,893	-
ソフトウェア	1,605	280
その他	18,215	18,215
無形固定資産合計	49,300	41,325
投資その他の資産		
投資有価証券	719,302	730,565
長期貸付金	48,252	56,340
その他	54,483	52,916
貸倒引当金	40,938	44,982
投資その他の資産合計	781,101	794,840
固定資産合計	1,927,031	1,930,460
資産合計	4,282,861	3,832,914

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	792,539	929,439
短期借入金	1,483,616	1,404,272
1年内返済予定の長期借入金	628,389	594,548
リース債務	277	-
未払法人税等	13,441	21,526
未払金	58,395	55,725
未払費用	81,083	75,066
前受金	872,687	786,083
その他	83,803	58,099
流動負債合計	4,014,235	3,924,761
固定負債		
長期借入金	39,253	35,023
繰延税金負債	1,193	549
役員退職慰労引当金	1,988	1,048
退職給付に係る負債	102,459	96,540
その他	1,690	1,223
固定負債合計	146,585	134,385
負債合計	4,160,821	4,059,147
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,569,111	1,594,109
資本剰余金	761,121	786,119
利益剰余金	2,269,478	2,669,379
自己株式	1,949	1,986
株主資本合計	58,805	291,137
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,258	5,471
為替換算調整勘定	36,809	39,722
その他の包括利益累計額合計	40,067	45,193
少数株主持分	23,166	19,711
純資産合計	122,040	226,232
負債純資産合計	4,282,861	3,832,914

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売上高	3,229,427	3,341,306
売上原価	2,604,300	2,598,609
売上総利益	625,126	742,696
販売費及び一般管理費		
荷造及び発送費	3,198	2,778
広告宣伝費	4,027	2,887
役員社員給与手当等	244,127	229,639
退職給付費用	3,399	4,038
減価償却費	7,166	7,423
貸倒引当金繰入額	1,484	121
支払手数料	143,749	121,326
のれん償却額	1,755	1,755
その他	238,359	245,480
販売費及び一般管理費合計	647,269	615,451
営業利益又は営業損失()	22,142	127,245
営業外収益		
受取利息	1,505	789
受取配当金	256	309
為替差益	11,839	29,287
持分法による投資利益	36,917	15,948
貸倒引当金戻入額	1,913	-
業務受託料	19,736	20,867
その他	24,300	7,666
営業外収益合計	96,469	74,869
営業外費用		
支払利息	67,638	63,385
手形売却損	5,940	5,736
貸倒引当金繰入額	-	6,850
支払手数料	18,500	20,876
その他	3,284	1,321
営業外費用合計	95,364	98,170
経常利益又は経常損失()	21,037	103,943
特別損失		
固定資産除却損	1,811	546
投資有価証券売却損	110,836	-
たな卸資産評価損	-	491,507
たな卸資産除却損	4,439	5,314
特別損失合計	117,087	497,368
税金等調整前当期純損失()	138,125	393,425
法人税、住民税及び事業税	6,586	13,264
法人税等調整額	563	-
法人税等合計	6,023	13,264
少数株主損益調整前当期純損失()	144,149	406,689
少数株主利益又は少数株主損失()	6,023	6,788
当期純損失()	150,172	399,901

(連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
少数株主損益調整前当期純損失()	144,149	406,689
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	112	2,413
為替換算調整勘定	17,571	13,944
持分法適用会社に対する持分相当額	678	200
その他の包括利益合計	18,363	16,157
包括利益	125,785	390,531
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	117,850	387,594
少数株主に係る包括利益	7,935	2,937

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,569,111	761,121	2,119,306	1,949	208,977
当期変動額					
新株の発行					
当期純損失()			150,172		150,172
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			150,172		150,172
当期末残高	1,569,111	761,121	2,269,478	1,949	58,805

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,466	8,860	11,326	23,877	244,181
当期変動額					
新株の発行					
当期純損失()					150,172
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	791	27,949	28,741	710	28,031
当期変動額合計	791	27,949	28,741	710	122,140
当期末残高	3,258	36,809	40,067	23,166	122,040

当連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,569,111	761,121	2,269,478	1,949	58,805
当期変動額					
新株の発行	24,998	24,998			49,996
当期純損失（ ）			399,901		399,901
自己株式の取得				37	37
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	24,998	24,998	399,901	37	349,943
当期末残高	1,594,109	786,119	2,669,379	1,986	291,137

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,258	36,809	40,067	23,166	122,040
当期変動額					
新株の発行					49,996
当期純損失（ ）					399,901
自己株式の取得					37
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,212	2,912	5,125	3,455	1,670
当期変動額合計	2,212	2,912	5,125	3,455	348,272
当期末残高	5,471	39,722	45,193	19,711	226,232

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	138,125	393,425
減価償却費	30,271	23,030
のれん償却額	1,755	1,755
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	10,558	5,918
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	-	940
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,563	6,971
受取利息及び受取配当金	1,762	1,098
支払利息	67,638	63,385
為替差損益(は益)	10,998	21,970
持分法による投資損益(は益)	36,917	15,948
投資有価証券売却損益(は益)	110,836	-
固定資産除却損	1,811	546
売上債権の増減額(は増加)	158,827	3,925
たな卸資産の増減額(は増加)	123,562	454,123
前受金の増減額(は減少)	54,026	86,604
未収入金の増減額(は増加)	12,769	3,282
仕入債務の増減額(は減少)	76,803	125,677
その他	95,899	37,599
小計	179,100	179,974
利息及び配当金の受取額	5,876	6,303
利息の支払額	68,662	63,168
法人税等の支払額	9,252	6,086
営業活動によるキャッシュ・フロー	107,061	117,022
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	5,997	9,365
投資有価証券の売却による収入	54,000	-
貸付けによる支出	5,796	-
貸付金の回収による収入	0	-
敷金及び保証金の回収による収入	13,176	150
その他	350	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	55,033	9,515
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	124,363	38,302
長期借入金の返済による支出	43,479	38,071
自己株式の取得による支出	-	37
長期未払金の返済による支出	838	478
財務活動によるキャッシュ・フロー	168,681	76,890
現金及び現金同等物に係る換算差額	9,229	2,986
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,643	33,603
現金及び現金同等物の期首残高	47,566	50,210
現金及び現金同等物の期末残高	50,210	83,813

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

当社グループは、前連結会計年度におきまして、22,142千円の営業損失でしたが、営業キャッシュ・フローは107,061千円のプラスでありました。

当連結会計年度におきましては127,245千円の営業利益であります。これまで資金調達のほとんどを金融機関各社に依存してきたことにより、当連結会計年度において有利子負債が2,223,872千円となっております。

また、期末において製品ライフサイクルの変化、コスト削減の施策効果による原価低減等を鑑み、保守的にたな卸資産の評価を見直した結果、たな卸資産評価損491,507千円を特別損失として計上したことにより、債務超過の状態となりました。

これらの状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループにおきましては、事業活動において受注高は安定的に確保しており、収益改善に向けた施策を今後も継続して推進することはもとより、まずはこの債務超過の状態を早急に解消すべく、資本増強に向けた施策を検討しております。また、財務基盤の強化を図るため、各取引金融機関に対してなお一層の協力・支援を要請してまいります。

しかし、これらの施策による効果の発現については、関係先との明確な合意を要する事案もあり、すべてを確定するに十分な状況には至っておらず、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 3社
連結子会社の名称 ETA POWER AG
U.S.ETA INC.
ETA-PADTRON(M)SDN.BHD.
(2) 非連結子会社の名称等 ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- 持分法適用の関連会社数 1社
会社名 山陽電子工業株式会社

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、平成26年12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、平成27年1月1日から連結決算日平成27年3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算出しております。)

時価のないもの

総平均法による原価法によっております。

たな卸資産

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～31年

その他 2～12年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に見積った回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しておりますが、在外連結子会社では賞与支給制度がないため、引当金を設定しておりません。

役員退職慰労引当金

平成23年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。また、過年度に計上したものにつきましては一部引当金を設定しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、在外連結子会社では退職金支給制度がないため、退職給付に係る負債を設定しておりません。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年間で均等償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び当座借越（負の現金同等物）からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
投資有価証券(株式)	693,587千円	701,174千円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
建物及び構築物	32,355千円	29,894千円
土地	922,096	922,096
投資有価証券	672,271	681,799
計	1,626,723	1,633,790

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
短期借入金	1,014,655千円	963,030千円
1年内返済予定の長期借入金	212,521	204,821
長期借入金	39,253	35,023
計	1,266,430	1,202,875

3 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
U.S.ETA INC.	49,101千円	U.S.ETA INC. 44,882千円

4 受取手形割引高・受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
受取手形割引高	191,806千円	190,027千円
受取手形裏書譲渡高	3,701	6,035

5 当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
当座貸越極度額	12,838千円	-千円
貸出実行残高	12,838	-
差引額	-	-

（連結損益計算書関係）

1 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
	81,543千円	86,342千円

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
建物及び構築物	1,811千円	- 千円
機械装置及び運搬具	-	546
計	1,811	546

3 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
	4,093千円	5,862千円

（連結包括利益計算書関係）

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	151千円	3,674千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	151	3,674
税効果額	264	1,260
その他有価証券評価差額金	112	2,413
為替換算調整勘定：		
当期発生額	17,571	13,944
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	678	200
その他の包括利益合計	18,363	16,157

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	9,511,067	-	-	9,511,067
合計	9,511,067	-	-	9,511,067
自己株式				
普通株式	6,546	-	-	6,546
合計	6,546	-	-	6,546

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	9,511,067	862,000	-	10,373,067
合計	9,511,067	862,000	-	10,373,067
自己株式				
普通株式（注）2	6,546	625	-	7,171
合計	6,546	625	-	7,171

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加862,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加625株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
現金及び預金勘定	50,210千円	83,813千円
現金及び現金同等物	50,210	83,813

(セグメント情報等)

当社グループは、「電源機器関連事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	10円40銭	23円73銭
1株当たり当期純損失金額	15円80銭	39円11銭

(注) 1. 前連結会計年度及び当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
当期純損失() (千円)	150,172	399,901
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失() (千円)	150,172	399,901
期中平均株式数(株)	9,504,521	10,224,321
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第35期)	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第36期第3四半期)	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日	平成27年2月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月20日

イーター電機工業株式会社

取締役会 御中

才和有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 健人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菊池 今朝義 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイーター電機工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーター電機工業株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は今後の資金繰りが懸念される状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成26年5月15日開催の取締役会において、第三者割当の方法による募集株式の発行に関する決議を行い、平成26年5月31日に完了している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、イーター電機工業株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、イーター電機工業株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査意見

当監査法人は、イーター電機工業株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月20日

イーター電機工業株式会社

取締役会 御中

才和有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 健人 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菊池 今朝義 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイーター電機工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーター電機工業株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーター電機工業株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は今後の資金繰りが懸念される状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されていない。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表には反映されていない。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成26年5月15日開催の取締役会において、第三者割当の方法による募集株式の発行に関しての決議を行い、平成26年5月31日に完了している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月12日

イーター電機工業株式会社
取締役会 御中

才和有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 健人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菊池 今朝義 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイーター電機工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イーター電機工業株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は今後の資金繰りが懸念される状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。